

○富田委員長 次に、宮川伸君。

○宮川委員 立国社の宮川伸でございます。

中小企業の事業承継の問題についてお伺いしたいと思います。

最初に、中小企業庁が数年前に、今後十年の間に七十歳を超える中小企業、小規模事業者の経営者は約二百四十五万人となり、うち約半数の百二十七万人が後継者未定で、現状を放置すると、中小企業、小規模事業者廃業の急増により、二〇二五年ごろまでの十年間累計で約六百五十万人の雇用、約二十二兆円のGDPが失われる可能性があるということ、もう皆さん御存じのとおりですが、非常に深刻な数字が示されているというふうに思います。

最初に、近年の年間廃業件数がどんな状況で、今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

東京商工リサーチの調査によりますと、休廃業、解散件数は、二〇一六年以降、年間四万件を上回る水準で推移してございまして、二〇一九年は四万三千三百四十八件となっております。

休廃業、解散件数のうち、経営者の年齢が六十歳以上の企業が八三・五%を占めてございまして、休廃業、解散の背景には、経営者の高齢化と後継者不足があると考えてございます。

今後の見通しでございますけれども、明確な見通しをお答え申し上げることは難しいのでございますが、足元では新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響によりまして多くの中小企業、小規模事業者の方々が厳しい状況に直面しておられますので、中小企業の雇用の維持と事業の継続は重要な課題である、このように認識してございます。

以上でございます。

○宮川委員 大臣、今このような状況を大臣自身どのぐらい深刻に捉えられているのか。この問題についての大臣の意見をお願いします。

○梶山国務大臣 以前から事業承継の問題は課題となっておりますけれども、さらにまた、廃業というペースが高くなっているということ、大変危機感を持って臨んでいかなければならないと思っております。

事業承継をどうしたらいいのかということ、なかなかやはり理解していただけない部分もあろうかと思っておりますので、そういったものも含めて認定支援機関等で対応していく、また金融面、税制面での対応もしていくという中で、こういう、事業承継の勧めといいますか、あとは、事業を他人に譲渡する、他者に譲渡する、そういうものの勧めみたいなものも含めて、しっかりと事業や雇用が受け継がれるようにし

てまいりたいと思っております。

○宮川委員 今、年間四万者ぐらい廃業ということで、ちょっとこの四万という数字を覚えておいていただきたいんですけども。

それでは、昨年の事業承継の数と、今後いろいろな手当てを、今回も法案の改正がありますが、事業承継の数の目標をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業承継につきましては、公的関与がある、ない、さまざまなケースがございます。事業承継の数のうち、例えば全国四十七都道府県の事業引継ぎ支援センターにおきまして、これを仲介したケースについてお答え申し上げますと、二〇一九年度には千七百七十六件のマッチングを実現してございます。これを受けまして、二〇二〇年度には約二千件のマッチングを実現することを目標としているところでございます。

また、二〇一八年に抜本拡充させていただきました法人版事業承継税制についてでございますけれども、二〇一八年四月から二〇二〇年四月末までの二十五カ月間で六千件以上の申請がなされておまして、多くの中小企業で事業承継に向けた準備が進んでいるものと考えてございます。

お尋ねございました事業承継全体の数あるいは目標値についてでございますが、冒頭申し上げましたように、公的関与がないケースも含めまして、さまざまな形の事業承継がある中で、国として全てのケースを把握することは困難であるというふうに考えてございます。大切なことは、サプライチェーンや地域経済を支える中小企業を含めまして、事業承継に意欲のある中小企業の方が円滑に事業承継を行える環境を整備するというところでございますので、私どもしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

○宮川委員 大臣、まず、問題意識を持っていただきたいのですが、中小企業庁が、この百二十七万人とか、二〇二五年までにこれだけ廃業が出てしまうという問題意識を、問題点を提示したわけですね。

ですが、では、実際に事業承継、今の話、数千件今できていますよと。桁が違いますよ、四万件に対して数千件だと。しかも、正確な数字がわかりません、公的なものだけでわかりません、目標もわかりませんというような今答弁でしたよね。

これは本当に深刻だと思ったら、現状をしっかり把握をして、では、これまでに毎年どうするんだというようなことを当然議論しなきゃいけないというふうに私は思うんですけども、ちょっと余りにもずさんなんじゃないかという中で、これを解消していくための法案が、今回改正案が出ているわけですね。

では、それがどういうものかというのをもう少し聞いていきたいのですが、最初に、この事業承継円滑化のものでございますけれども、経営者保証を不要とする信用保証の特別枠を措置するということでありますが、これは対象になる事業者さんというのはどのぐらいなのでしょう、何者ぐらいでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ございました、新しい経営者保証の解除に資する保証制度でございますが、一般枠の部分につきましては年間で最大一・八万件程度、法律改正によりまして、特別枠として最大二・八億円を上乗せさせていただくわけでございますが、その利用の想定といたしましては、先ほど御説明申し上げました一・八万件的のうち最大で年間約二千件を想定しているところでございます。

○宮川委員 今、今回の法律改正で対象になるだろうというのは二千件ということでしたが、ポイントは、どれだけ廃業しないで済むかという問題なわけですね。

では、この今回の法改正の政策効果で、どのぐらいこの廃業が減らしていけるというふうに予想されているんですか。お願いします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業基盤整備機構が平成三十年度に実施いたしました中小企業に対するアンケート調査では、後継者の個々の方が事業承継を拒否する理由といたしまして、約六割の方が経営者保証の存在を理由に挙げておられたところでございます。経営者保証の存在というのが事業承継に際しての後継者確保の大きな障害になっているというふうに私ども認識してございます。

経営者保証を不要といたします新しい保証制度でございますが、先ほど御説明申し上げました、年間最大約一・八万件、上乗せの部分につきましては年間最大約二千件と見込んでいるところでございますが、経済産業省といたしましては、今後これらの制度をしっかりと周知をさせていただくことで、多くの中小企業の方々に御利用いただきたい、このように考えてございます。

その一方で、実際の事業承継の判断に当たりましては、事業そのもの自体の将来の売上げの見通しでございますとか、経営者の方の身体、健康の問題でありますとか、さまざまな要因が関係いたします。加えまして、現下の新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、御指摘ございました事業承継の増加数というのを正確に見通すということは極めて困難であるというふうに考えてございます。

○宮川委員 大臣、これは法改正して、さっき言っていた廃業、物すごい数、今、年間四万という話がありました、これを減らしていくという、そのためにやっていくんじゃないかと思うんですが、これは、法律を改正されてどのぐらいその効果があるのかがちゃんと答えられないのに、こんなの賛成できるんですか、議論できるんでしょうか。

それからもう一つですが、MアンドAの方です。これも、昨年もこういう議論をしていますが、MアンドAの方の法律改正、今回、地域経済牽引事業計画において、事業継続を目的としたMアンドAによる規模拡大により中小企業の定義を外れても、計画期間中は中小企業とみなして日本公庫の融資の特例や信用保証の別枠化の適用継続という法律改正ということですが、では、これが適用される企業というのは何社ぐらいなんでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

本法案では、MアンドA等によりまして中小企業基本法に規定してございます中小企業の要件、これを外れた後も、一定期間、中小企業支援を継続するという仕組み、いわゆるみなし中小企業特例の規定を盛り込ませていただいているところでございます。

数でございませけれども、東京商工リサーチによる企業データ分析がございませ。このところ、中小企業要件を外れた企業が毎年約三百社存在しているところでございませ。

他方で、やや古いデータでございませけれども、二〇一一年度から二〇一三年度までに中小企業要件から外れた企業の売上高はその五年後に一五%以上増加しているところでございませけれども、そうした企業の売上高増加率を超えていてもなお中小企業の基準の中にとどまっておられる企業が約六千社存在しておられるということでございませ。

コロナウイルスの影響でございませとか、あるいはさまざまな経済社会情勢が激しく変化する中で、今回の法案で措置するみなし特例、この毎年の適用件数を正しく見通すということは困難でございませけれども、先ほど申し上げました約六千社がそうした特例の主な対象になるのではないか、このように考えてございませ。

以上でございませ。

○宮川委員 ちょっと、これはもう少し議論したかったんですが、六千社とおっしゃっていますが、最初にいただいている資料だと毎年三十社、約三十社がこの対象になるようなことが書かれているような気もするんですが、いずれにしても、大臣、ちょっとこの議論はまた後でやりたいと思いますが、本当に六千社なのかどうかということが。

いずれにしても、四万件の話、それ以上かもしれないと。だけれども、今これをやっていくうちに数千という数だと。二〇二五年までという中で、もうあと数年しかないわけですね。このペースで本当に大丈夫なのか、ちゃんとこれは対応していけるのか、どのようにお考えでしょうか。

○梶山国務大臣 今度の法制も、例えば事業承継を、経営者であったり、雇用者であったり、また地域であったり、そういう人たちが事業承継をして事業の継続を望む場合、そして、その企業の持っている技術であったり、また資本であったり、いろいろな場合があると思うんですけれども、外側から望む場合、そういった場合にしっかりと事業承継ができるような制度をつくってまいりたいということでやっているわけでありませ。

ただ、廃業と申しませても、廃業に伴って権利の移動とかはないにしても、同業者に営業権的なものを譲ったり、また雇用をお願いしたりというものもあるわけでありませ。

そういったことも含めると、しっかりと事業承継の意思があるところ、事業継続の意思があるところ、内部、外部は問いませせん、そういったものをしっかりと支援していく、そういう制度にしたいと思っております。

○宮川委員 事業承継、MアンドAという上で、事業引継ぎ支援センターあるいは事業承継ネットワークというのがあると思います。私、ここの役割が大きいんじゃないかと思っているんですが、マッチングをさせるというので事業引継ぎ支援センター、あるいは、早目に事業承継の相談をしていくというようなことを取り扱うということで事業承継ネットワークというのがあると思います。

では、事業引継ぎ支援センターの昨年のMアンドAの成立件数と今後の目標数を教えてくださいませんか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業引継ぎ支援センターの実績でございますけれども、これは四十七都道府県に設置してございますが、二〇一九年度は千七百七十六件のマッチングを実現してございまして、二〇二〇年度につきましては約二千件のマッチングを実現するという目標を立ててございます。

以上でございます。

○宮川委員 これは一番最初の方に御回答いただいているのと全く同じ件数で、これしかわからないということなんでしょうけれども、もう一つ、事業承継ネットワークの方で年間どのぐらいの事業承継がされていくというふうに今考えていらっしゃるのでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業承継ネットワークは、先ほど御説明ございましたけれども、中小企業経営者の方々に事業承継の気づきの機会を提供させていただくということで、プッシュ型の事業承継診断をやらせていただいているところでございます。

二〇一九年度でございますけれども、約十六万件の診断を実施させていただきまして、多くの中小企業の方に準備を促させていただいたということでございます。

引き続き、こうした取組を進めていきたいと考えてございます。

○宮川委員 大臣、まず引継ぎセンター、二千件ですね、四万件に対して。それで、今のこの事業承継ネットワーク、相談しているのは十六万件ぐらいですよ。

けれども、実際にどのぐらい事業承継されるのかという目標が私はないと思うんですよ、ないとしか思えないんです、答えがないですから。

中小企業庁みずからが、二〇二五年までに六百五十万人の雇用が失われるかもしれない、百二十七万件も廃業するかもしれないということをおいて、目標もちゃんとしていないのって、ちょっといかがですか。これ、もうちょっとちゃんと、それぞれこれだけ何とかやるんだと、達成できないかもしれ

ないけれども、きちんとロードマップを引いて、これに対して対応していくということをやらないと、余りにも何もありませんか。それで、法律改正もちょっと目標がどうなっているのかもわからなくて、政策効果が、これをやることで、では、この問題がどう解決するかも正確にきちんと説明してもらえないような状況で、オーケーと言えらると思えないんですけれども。

私は、この事業承継の問題は、いろいろ税制の問題とかもありますけれども、やはり、例えば、息子さんだとかやる気になってくれるとか、あるいは第三者の方でも、あるいは会社の中の方でも、そういう引継ぎをどうするのかとか、そういうところの話がなかなか簡単には進まない、あるいはそういう意識がなかなか持てない、そういうところが大きな問題点だと思うんです。

だから、この事業引継ぎ支援センターだとかこの事業承継ネットワークというのは、方向性としては非常に重要で、こういったところを強化してやっていかなきゃいけないというふうに私は思うんですね。ですから、ぜひ、きちっと目標を決めてそれに備えてやっていただければというふうに思います。

そういう中で、もう一つ私が重要だと思っているのは、開業、新しく事業を始めるというところだと思っていますが、昨年の開業数と今後の年間の目標数、幾つでしょうか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

政府が掲げておりますK P Iにおきまして、雇用保険年報に基づき開業率を算出しているところでございますけれども、最新の雇用保険年報におきます二〇一八年の新設事業者数は約九・九万者でございます。

目標についてでございますが、二〇一三年に閣議決定されました日本再興戦略以来、米国、英国レベルの開業率一〇%台を目指すというK P Iを掲げているところでございますが、このK P Iの達成に当たりましては、一年当たりの新設事業者数を約十万者増加させる必要があるということでございます。

○宮川委員 今お聞きのとおりで、まず、この数がまだ少ないと思いますが、何十万者みたいな話でやっていくのは、この新しい企業をどうつくっていくかということですから、事業承継、MアンドAも大切に、しっかりやらなきゃいけないんですけども、やはりこの新規事業をどうしていくのかというのを一緒に考えていかなきゃいけないわけでありまして。

スタートアップ企業の日本と米国の投資額の違いを教えてくださいませんか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンターの調査によりますと、二〇一八年度における我が国のベンチャー投資額は二千七百七十八億円となっております。一方で、二〇一八年の米国のベンチャー投資額は約十四兆五千億円というふうに承知しております。

○宮川委員 お聞きになりましたでしょうか。

日本は三千億円、米国は十四兆円ですよ。これで太刀打ちできるんでしょうか。これだけ違っている状況になっているということです。

それでは、産業革新投資機構、J I Cであります、今どういう状況でしょうか。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

J I Cは、昨年十二月にその新役員が就任いたしまして、現在、大きな投資実行体制の構築に向けまして、認可ファンド創設の準備を進めているところでございます。

具体的には、バイオ創薬、宇宙、素材等の民間だけでは投資が難しい分野への投資ですとか、あるいはベンチャー企業がその規模を拡大していくグロースステージにおきます長期、大規模な投資を行うベンチャー投資ファンド、そして国際競争力強化に向けた大規模な事業再編や海外M Aを支援するための投資ファンドの創設を検討をしております。

経産省としては、早期の投資活動の再開に向けて、J I Cとしっかりと連携してまいりたいと考えてございます。

○宮川委員 二〇一八年、一年半ぐらい前にとまってしまって、いまだに動いていないわけです。

あのとき、一年半前ですけれども、アメリカの一号ファンド、J I C—U Sというのを約二千億で立ち上げようとしていたのですが、当時、最先端のバイオや創薬に関してのファンドだ、そして、このソサエティー五・〇に向けて後押しするような投資をしていくという話だったのが、一年半何にも動いていないわけですよ。

この前、5 Gの審議をしましたが、では、5 G、アプリケーションを、経産省、前のめりで、電波塔をつくっていくようなのに税制優遇するとか言っていました、アプリケーションをしっかりとやらなきゃだめですよという議論をさせていただいたと思います。一年半もですよ、二兆円の投資規模があるJ I Cを据置きしておいて、それでこの5 Gのようなものを、アプリケーションの方も進まないというような状況で、それで今廃業が四万者、どうするんだ。

大臣、ちょっとおかしくないかと思うんですが、どう思われますか。

○梶山国務大臣 ベンチャー投資であるとかスタートアップ企業への支援であるとか、そういったところ、大変、今このコロナ禍の中で投資家の意欲というものも少し薄くなってきているところでもありますので、J I Cにファンドをつくってというような話も含めて、何とかしなくちゃならないという思いの中で、いろいろ話を進めているところであります。

先ほども申しましたように、創業がやはりふえてほしいと私も思っております。新陳代謝というのは必要であります。それで、廃業はどうしても、やはり創業した人が自分で廃業までしたいという人たちまでいるわけであります。

さらにまた、そういった事業が、継続性のあるもの、また将来有望な技術であるもの、そういったものはしっかりと、事業承継をしたり、事業の部分的な承継をしたり、またMアンドAをしていかなければな

らないと思っておりますし、そういったトータルでどうしていくかということと、あわせて、事業承継が何件できるか、今したくてもできない人たちがいるけれどもそういった人たちをいかに救えるか、どう事業承継に持っていけるかということを考えてまいりたいと思います。

○宮川委員 このJ I Cの問題、ジャパンディスプレイ等の問題もあるので、また別の機会にやりたいと思いますが、本当はもう一つ質問したかったんです。

この持続化給付金、最初の段階では、新規事業者は入れられなかったんですね。この会議の中でも何度も新規事業者の話が出たと思いますが、結局、新規事業者、一から三月で三万件近くあるというようなデータもありますが、これは入れなかったわけです、持続化給付金に。二次で入れるようにされたと思いますが。

私、大臣、まだ意識が足りないと思いますよ。四万件と、中小企業庁がみずから言ったこの四万件に対してどう対処するのか、二〇二五年。それに対して本当に、この新規の事業をしっかりと育てていく、あるいは事業承継をやっていく、目標値も余りはっきりしない、もう一度これはしっかりとやってもらいたいということをお願いをして、私の質問といたします。

ありがとうございました。